

知財総合支援窓口運営業務におけるコンソーシアムとしての諸要件

(1) 定義

コンソーシアムとは、2以上の者によって、知財総合支援窓口運営業務を実施することを目的とする組織をいう。

(2) 組織形態

- ① コンソーシアムを構成する場合には、その構成する者（以下「構成者」という。）の中から、法人格を有する代表者（以下「代表法人」という。）を1者定めなければならない。
- ② 構成者の間では、組織目的・運営方法・経理処理等に関する規約等^(※)が締結され、統一した事務処理が実施できる体制を構築しなければならない。
※ 申請に当たっては、全構成者の代表者が記名押印した以下のアからウに掲げる事項を証する書類（様式6）を添付するとともに、情報・研修館との請負契約締結時に規約等を提出しなければならない。ただし、申請時において規約等を提出する場合はこの限りでない。
ア 当該コンソーシアムへ参加すること
イ 当該事業計画へ同意すること
ウ 当該コンソーシアムが共同で定める各種規約等へ同意すること
- ③ コンソーシアムは、それ自身が法人格を有することを要しない。

(3) 名称使用

知財総合支援窓口運営業務を実施するコンソーシアムの構成者は、「知財総合支援窓口」を名乗ることとする（例：「〇〇県知財総合支援窓口 〇〇機構」など）。

(4) 事業の運営及び実施

- ① コンソーシアムが法人格を有する場合は、単独の法人による業務実施と同様に扱う。
- ② コンソーシアムが法人格を有しない場合には、代表法人の代表者が知財総合支援窓口運営業務の契約者となり、コンソーシアムを組む他の構成者の実施も含め、当該事業に関する経費の支出等の管理を行い情報・研修館との契約上の責任を負わなければならない。

③ コンソーシアムの構成者間で、以下の項目について分担・連携して実施することができる。

○5. 3. 1. 請負者が整備すべき業務実施体制

✓「(1) 請負者が整備すべき人員体制」に記載する項目のうち下記の項目。

①必須事項

- ハ 普及啓発等の業務担当者の配置
- ニ 事務補助者の配置
- ホ 専門家の配置

②任意事項

- イ 相談対応者の配置
- ロ 業務担当者の増員
- ハ 事務補助者の増員
- ニ 配置専門家の配置回数の増及び配置専門家との連携会議開催

✓「(2) 請負者が整備すべき業務実施環境」に記載する全ての項目。

✓「(3) 常設窓口に整備すべき事務要設備及び機器等」に記載する全ての項目。

○5. 3. 2. 請負者が実施する業務

✓「(1) 請負者が実施する業務」に記載する項目のうち、「①ニ 支援事例の提出」を除く全ての項目。

○その他必要な業務

なお、上記事業の実施に当たっては、情報・研修館との契約における事業計画書にあらかじめ必要な実施体制・内容・費用内訳等を記載することとする。